議会改革特別委員会会議録

〔平成22年 8月27日開催〕

南あわじ市議会

議会改革特別委員会会議録

日 時 平成22年 8月27日 午前10時00分 開会 午後 0時10分 閉会 場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員(9名)

委	ļ	1	長	原	口	育	大
副	委	員	長	熊	田		司
委			員	谷	口	博	文
委			員	出	田	裕	重
委			員	柏	木		剛
委			員	阿	部	計	_
委			員	楠		和	廣
委			員	森	上	祐	治
委			員	蛭	子	智	彦
議			長	JII	上		命

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 幸男 長 渕 本 次 長 団 閉 美 裕 課 長 垣 光 弘 書 記 Ш 卓 也 添

Ⅱ.会議に付した事件

1.	前回の検討結果ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	議会報告会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	議員協議会への中間報告について・・・・・・・・・・・・1	6
4.	重点検討項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
5.	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	. 8

Ⅲ. 会議録

平成22年 8月27日(金) (開会 午前10時00分) (閉会 午後 0時10分)

○原口育大委員長 おはようございます。

暑い日が続いています。25日に9月議会の告示もありまして、議案書もお手元に届いていて、大変慌ただしい時期かと思いますけども、議会改革特別委員会を招集させていただきましたところ、全員ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日も盛りだくさんの協議内容ですけども、よろしくお願いします。

本日は、まず前回の検討結果について。またその後、議会報告会について。それと9月 議会の全協での中間報告の内容について。また重点検討項目についてということで、予定 しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず前回の8月6日の検討結果につきまして、3項目ありましたので、ご検討願いたい と思います。

まずA3の横刷りの資料、真ん中に黄色い網がけをしていますが、その資料でいきたいと思います。

まず次期議員定数の検討についてということで、資料は13ページになります。

議員定数について、前回現行通りとするというふうに検討結果としてさせていただいて おります。

次に、その下にあります、逮捕等による議員報酬の支給停止につきましては、意見として「あってはならないが、備えておく必要がある。事故及び体調不良等の長期欠席の場合はどうするか」という意見が出されまして、委員長としまして「条例制定の方向でいくことを議員協議会で報告し、了承を得て、委員会において検討する。条例案は正副委員長で作成する」というふうに委員長として、まとめさせていただきました。

もう一つ、議会の事務局の外部委託、共同設置について。

最終ページの15ページですが、これについては、意見としまして「市長部局からの出向されている現状では議会運営及び政策立案するのに必要な専門職員を置くことができないので、3市で共同設置したい」また「前例等ないなか、検討するにも時期尚早である」

「事務局職員の異動は執行部の人事異動の一環になってしまっているが、議長の人事権を 形骸化させないように」という意見。また「事務局の機能及び資質の向上のためには人事 等において配慮を求め、経験と研修も必要である」という意見が出されまして、委員長と しまして、「議会事務局の外部委託、共同設置については現在、国会でも継続審査中であ り、方向性は見い出せないが、事務局職員については、議会運営及び政策立案能力の高い 人材の配置と育成を求めたい」というふうにまとめさせていただきました。

以上の3件についての検討結果について、今報告させていただきましたが、ご意見があ

りましたら伺いたいと思います。

出された意見なり、私の私見を言わせていただきました。

特になければ後の項目で今度中間報告をさせてもらうところで、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

そしたら2番目の議会報告会についてということで、別紙で南あわじ市議会議会報告会 実施要綱案を出させていただいております。

これにつきましては、伊賀市の実施要綱を参考に作成をさせていただきました。

朗読をさせていただきたいと思います。

南あわじ市議会議会報告会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、議会運営状況や課題の取り組み状況等について説明責任を果たすと 共に、意見や要望等を聴き、市民と意思の疎通を図るため、議会が主体となって市民との連携により実施する議会報告会(以下「報告会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(実施時期等)

- 第2条 報告会は班単位とし、定例会後、概ね1カ月後に実施する。
- 2 報告会は、旧4町地区と沼島地区の5地区で開催する。

(報告内容)

- 第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 議会の活動状況
- (2)予算等の審議状況
- (3) その他重要と思われる事項

(報告会の役割)

第4条 報告会における司会進行、報告者、記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。なお、答弁は、全員で行うものとする。

(編成及び構成)

- 第5条 班は、4人又は5人で構成し、4班編成とする。
- 2 班編成では、常任委員会が偏らないよう調整する。なお、議長と議会改革特別委員長 は全日程に出席する。
- 3 地元議員は出身地への班編成には加わらないようにする。ただし、傍聴は差し支えない。
- 4 班に代表者を置き、構成員の互選により決定する。

(会場等)

- 第6条 各班が担当する地区は、各班の代表者において協議し決定する。
- 2 報告会の日程及び会場については、班の代表者と各地区の代表者等において協議し決

定する。

(記録)

第7条 報告会の記録は、記録者において要点記録する。

(報告会)

第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ 班の代表者
- (2) 議会報告 班の報告者
- (3) 質疑応答
- (4) 意見·提言等
- (5) 閉会あいさつ 班の代表者

(資料)

第9条 報告会での配布資料は共通資料とし、必要がある場合は各班において適宜準備する。

(結果の公表等)

- 第10条 報告会において出された意見・提言等は、報告会終了後、班の代表者が議長に 文書による報告書を提出するものとする。
- 2 前項の報告書は市議会ホームページに掲載するものとする。
- 3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長に文 書等で報告するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、議会報告会の実施にあたり必要な事項は、その 都度、議長が定める。としています。

この実施要綱案について、協議をお願いします。

谷口委員。

- ○谷口博文委員 第 5 条 3 項「地元議員は出身地への班編成には加わらないようにする」というようなことが書かれておりますが、この辺の意図というか、どういうふうなご 認識か、教えてください。
- ○原口育大委員長 地元でどうしても、答弁とかいうときになったときに、地元議員と しては答えにくい部分もあったりするのかなと思って、地元の意見を聞く側に回って貰っ たほうが、無難かなという判断で思っておりますけども。

谷口委員。

- ○谷口博文委員 私自身は、地元の声というのは常々あれしているんですが、私はこのような地元の議員が出身地というか、その当たりへ参加するほうがメリットの部分が多いと思うんですが、あえてまったく認識のない他地区へ行って、どの方がどういうような発言をされているか、どういう要望をされたところでも、地域の状況の認識がしづらいような状況下であるのではないのかなと。地元だったら、ここじゃ、あそこじゃ言われたときにある程度、頭にそういうふうな現場なり、様々なことが認識しやすいと思うから、あえてこういう文言はなぜ入っているのかという思いで質問しているので、そこらどちらがいいかというのは判断しかねるんですが、報告会において、地元の要望を聞くということであれば、地元議員が地元に行った方が、相手方の趣旨等を十分に理解しやすいのではないかと思いがします。
- ○原口育大委員長 この件についていかがですか。 森上委員。
- ○森上祐治委員 この要綱にはどこも書かれていないのですが、この議会報告会で基本的な我々議員のスタンスというのは、個人の報告会とか、会派の報告会とは基本的に違うということですよね。あくまでも議会の活動状況、ここの目的に書いてあるような内容について、議会として報告すると。個人の意見とか、というのではないと。

ですから、活動、メンバー構成も地元と、確かに地元が議員が行っているほうがよく分かっていいと思うのですが、私の考えでは、議会報告会というのは、地元とか関係なしに、市議会として、対住民やな。そういう観点で議会の報告をするし、また議会としての要望を受けるというようなとらえ方をしていて、従って、その地元が直接、そういう具体的な個人的な答弁とかもそうだと思っているんですよ。個人の意見をいうんじゃなくて、あくまでも議会の決定に基づいて述べる観点からしていたら、こういう地元議員をできるだけ避けてというふうにされているのかなと理解しているのですが。

- ○原口育大委員長 議会の報告ということで、個人の考えはいろいろあると思うのですが、議会の採決の結果等をもっていくというかたちから考えると、あんまり地元では差し障りのあるようなことになりかねるのかなと思ったりして、ちょっと距離を置いた方が正確な報告ができたり、住民の人も言いやすいのかなという思いで作っております。 谷口委員。
- ○谷口博文委員 結局、同じやることに効果よの。効果がどちらにあるのかと、私は考えを持っているのですが、要は議会の報告だったら、議会だより等々の報告。ただ単に市民の関心というのは、参加していただく、市民の関心というのは非常に希薄というか、た

だ単に議会の活動報告だけを報告すると。やはり市民の関心というのは地元のある程度要望、議会というか、通じて執行部のほうへ、様々な要望をしていただきたいという思いがあれば、市民も積極的に参加してくれるだろうけども、ただ単に議会活動の報告だけといったって、市民はそれだけ参加率というのは効果の面で言えばですよ、ただ単に議会だよりと同じような書いてあるやつを棒読みして、議会活動はそんなのですかと言って、そんなのでは市民の参加というのは、来ていただけないのではないかという思いがあって、そのような。

要は市民が行政にまた議員に伝えたいという要望というのが最優先やと僕は思っているのですが、そこらになってきたら、地元議員のほうへやはり言いやすいし、我々も地元のことを言われるほうが分かりやすいし、そういう意味で。

ただ単に議会の活動報告だったら議会だよりと一緒やないかという僕はそういう認識なんで、そういうことです。

- ○原口育大委員長 楠委員。
- ○楠 和廣委員 いろいろ意見があるんですが、私の個人的な考えは、議員さんは地元を、近い地域の問題、課題に対しては汲み上げて議員活動の中で生かしていっている方々が多いと思います。

やはり地元議員をできるだけ避けるということは、我々普段、各地域の、地元以外の地域の問題課題を聞く機会が少ないというような背景があって、こういう班編成に対して、地元議員を避けると。外すというのが背景だろうと思います。

実際、現実問題、地元では西淡のことは、問題課題にしても、我々十分汲み上げて、執 行部に反映させていっているけども、南淡じゃ、緑じゃ、三原じゃといったって、わから ん部分があるということ。

それと定数のときに、沼島へも行ってきたんですが、沼島の実情というのは、我々議会議員して、市議会は4年ですが、そのなかで初めて行って、沼島の実情を聞いて、今回も議会報告会をするというのも、定数のときに、沼島の方々から、かなりそういった意見、要望があったと思うね。それに基づいて、なかなか地元以外は汲み上げにくい、把握しにくい部分があるから、地元以外に広げるために、知識を広げる、問題も把握するために、地元以外で班編成して、それが逆のメリットがあるのと違うかと思う。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 当然、市内全域の他地区のことを、十分、議員共々そういうような十分な認識するというのは私も必要だと思います。

当然、傍聴というか、他地区での議会報告会にあたっては、そういう地区内の様々な現状認識、状況を把握するというのは我々の使命やと思っているし、私も5会場あれば、5会場へ時間が許す限り行って、そのような地区の状況把握というのはもっとも必要だと思っています。

ただ行ったときにですよ、そういう市内全域を当然、議員として、認識するというのは 当然のことだと思うんですが、あえてなんでここにそういうふうな班編成に加えないよう にするということを、地元議員が行くことによって、議会報告がスムーズに行かないとい うのはどういう趣旨かということだけを、皆さん方で協議というか、委員長の意見なり、 なぜあえてこういうことをされているのか。

地域状況というのがありますよね。これどこのあれと言ったんですか。

○原口育大委員長 伊賀市。 谷口委員。

○谷口博文委員 伊賀市というのは、僕は知らないんですが、伊賀市の地域状況という のはあるはずですわ。

それが南あわじ市へ即、伊賀市がこういう地域の実情に応じてこういうふうに地元出身地、どういう集落というか、その辺分けているか分からないのですが、やはり南あわじ市の現状にマッチするような文言でいいと思うね。伊賀市はこれでいけとったや分からんけども。

そこら何故なんだという疑問やね。

○原口育大委員長 今、十分議論していただいて。案ですので、どちらを採用してもらってもいいと思います。

考え方としては、ただ今まで他所のやつの報告書なんかを見ていますと、報告はします けども、住民の執行部に対する要望というのがかなりウエートを占めているような感じを 受けています。

だから、そこら辺、地元の人がいて、いろいろ深めるというのも1つの方法だと思いますし、それが反って、やりにくい面もあったりするのかなと思ったり、あるいは他所へ行って、責任を持って報告して聞いて帰ることは、議員の勉強にもなるのかなと。

今、言われたように、地元は傍聴で行っておられたりすれば十分、また後で反映できる のかなと思ったりしています。

阿部委員。

○阿部計一委員 報告会自身には賛成です。

ただ、地元の議員は傍聴のみということについては、阿万のほうでもね、長いこといろいるな方が議員をやっていますけども、出田委員が議員に出られて初めてね、阿万でそういう行政報告会、これは立派なことやと思いますし、私もできる限り傍聴に行ったりしています。

ただ言えることは、今、南あわじ市は一つやと言っていますけども、これはまだまだ。 地域エゴというか、私はそう思っているんです。地域エゴはなくして、南あわじは一つに ならないと。

それと我々は選挙を控えていると。ですから例えば阿万で行政報告会があるのであれば、 そういう報告会に。

出しゃばってべらべらしゃべる必要はないけどね、当然、議会議員の一人としてね、参加をして。これは報告会だから、そう言いながら、要望とかいろいろ出てくると思いますけども。

やはり僕らもたいがいやっていても、阿万地区であっても分からないことも多いしね。できたら谷口委員も言っていましたが、その辺をやっぱりそういう地域、ほとんどの議員さんそうだと思います。地域があって当選されてきていると。そんなことを言っていたらいやらしいようなけども、我々選挙に負けたら何もできないのですからね、やっぱりそういう意味ではやっぱり地域で出ている、地域で参加する報告会にやっぱり、特に私はそういう会を持っていませんのでね。

こういう機会が議会でできるのであれば、ぜひ参加して、出席したいなと。私はそんな ふうに思います。

○原口育大委員長 柏木委員。

〇柏木 剛委員 私も一言。

谷口委員や阿部委員の案に賛成なんですが、例えば三原でやった場合ね、三原の議員が 誰もいなくてね、たぶん現実の話、議会に対する要望というのはたぶん、2割ないし3割 あったらいいところだと思うんですよ。

後は行政に対する要望について、Q&A、行政ではないので、そういうしっかりとした 回答ができないと思うんですよ。それを期待して出席されると思うんですよ。そこは議会 として聞いておいてというだけでは話はあまりうまく転んでいくような感じがしないし、 出席者も物足りない感じがするのではないかと思うんです。

従ってやっぱり、例えば南淡でやる場合、南淡の議員が誰もいないとかね。そういう状況じゃなしに、うまくバランスよくとったほうが、やっぱり出席する側とすればね、ある程度期待した意見交換ができるのではないかと、私は思います。

○原口育大委員長 先ほど伊賀市を参考にしたと申し上げましたが、実際伊賀市は、地 元どうこうというのは触れていないのです。

伊賀市の場合は、班構成は期列、年齢等を基準とし、会派代表者会において協議し、決定するということをしています。

それを南あわじ市に当てはめて考えたときに、どうなるかなあということも含めて検討 いただければいいかなというふうに思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 具体的にですが、南淡で1回そういう公聴会をすると。となりますと、南淡の議員さん非常に多いですよね。4,5人という枠になりますと、漏れる議員さんもいると。参加できる議員さんもいると。

そういうところで逆に考えますとね、南淡のところで地元南淡の議員さんが3名ほど入っていたと、後の6名は入れなくなったといったときに、これは皆さん方のとこで「それはそれでしょうがない」と。抽選だったら抽選、班編成だったら班編成、「そうなったんだから仕方がない」という、承諾ができていればいいんですが、「何で俺を入れてくれないんや」となってしまうとね、班編成が難しくなってくるのではないかと。

公平でそういうことですと、緑なんかやったら、1人でいうかたちになってきますので、 あれやと思うですが、南淡とかになってくるとそういうようなかたちで、半分は沼島のほ うにいってくれというかたちになるのかも分かりませんが、それで議員のほうで納得、そ れはそれでいいと、納得がいければね、僕は担当というの、地元議員の出席の項を削って もいいと思います。

- ○原口育大委員長 楠委員。
- ○楠 和廣委員 それと行政報告会、議会報告会はそれぞれのかたちで個人的にやったり、会派でやったりしている流れの中で、この議会改革の中で議論されているのは、議会の報告会。議会に対する報告会、議会の行政報告会ということになれば、議会全体で考えて班編成も含めて、地元だ、地元以外だというものじゃなしに、議会でこういう報告会をするんだという、たまたま班編成が4班になるのか、5班になるのか、地元に入るのか外れるのか分からないけども、議会が主で「地元だ、地元以外や」いう、それでは、そういう班編成でなしに、議会改革の中の議会が取り組む報告会の班編成という感覚で考えたらいいのではないかと思うのですが。
- ○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 要は、我々はそれぞれ今、合併していますけども、地域を中心に、それは他所の仕事もしますけども、他所には他所の議員さんがおられる。地元の要望をいろいるなことで議会活動をやっていっているわけよな。

阿万でやるときは、阿万ばっかりでやるとかそんな極論ではないんですよね。地元の議員も入れていただいたなかで、そういうことをやっていくと。

これは確かに議会改革やと私、思います。そういうことを義務づけていくんですからね。 今まではそういう興味のある方がやっていた。それを議会改革特別委員会でそういうこと を報告会を義務づけていくんですから、そういうかたちだけでも大きな改革と思うのでね。 それは地元で地元の議員が誰も入らなくてね、そんなことをやったところで、どんだけ の人が寄るのか。それは非協力的なものも出てくるしね。それはとんちんかんなことも起 こる可能性もあると私はそない思います。

ですから、地元ばっかりでやるやというのもこれまた極論ですので。そういう含みのある判断のほうがいいのではないかと思いますけど。

- ○原口育大委員長 出田委員。
- ○出田裕重委員 だいぶ意見が出尽くしていますけども、私の思いとしたら、常任委員会の、今3常任委員会ありますよね。それは最低限3名入ると。これだけ外さなかったら、体裁は保てるのかなという思いがあるので、基本的に地元が入らなくてもいいかなあと持っていたのですが、今、皆さんの意見を聞いていたらかなり押されていますので。

でも、常任委員会の3つだけは確保していただきたいと思います。

○原口育大委員長 5条の2項で「班編成では常任委員会が偏らないように調整する」 と。議長、改革委員長は全日程出席できるとしています。

あと、3のほうの「地元議員は出身地への班編成に加えない」としていますけども、この件について、いろいろ意見が出されています。

伊賀市にありましたように、会派代表者会で協議していただくとかいうことも案だと思いますので。

森上委員。

○森上祐治委員 地元議員ということも重々分かるのですが、先ほど楠委員が話されて いたように、この議会改革の中でこういう動きというのは全国的に、議会報告会という一 つの住民に対する議会からのアピールの手法が出てきているんですよね。

その背景には、私自身、理解している部分は従来出ている議員というのは、地元議員というような立場とか、意識をもう一つ使用してあげてですね、南あわじ市の議員であると

いう観点から、いろいろ活動していきましょうと。

議員の一つの使命としてね。そういう流れの中で、議会報告会というのが出てきている と思うんですよ。

先ほど谷口委員がおっしゃっていたように、「別に単なる報告だけであれば、いわゆる 議会報告もあることやし、別にしなくてもいいやないか、単なる報告だったらと。何でそ れをしないといけないのか」と。

先ほどいろいろ意見が出た中で、私も南淡の人間ですから、南淡のことはある程度分かります。ところが西淡とか、三原とか、緑になってくると、そういう報告会もちろんのこと、住民と直接関わる機会がまったくないと、こういう機会がまったくないと。

だからこういう機会に普段関わっていない住民の方々と年間4回なり、接する。これもいい機会かなということで、先ほどあれしたんですが。

年間4回あることやから、意見を聞いていたら、1回か2回、その辺柔軟に対応して、 地元議員も1名なら入る場合も作ったらいいと思うんですね。そういう柔軟に対応された らどうかなと思うんですね。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 養父市なんかでも私もこういうような議会報告を見ていたら、市民の 行政、議会に対するかなり手厳しい意見ばかりですわ。

それで、議員たるもの堂々と、厳しい意見を真摯に受け止めて、やるべきやという思いがあって、市民に対してたまには耳の痛いことも堂々と言えるぐらいの、私自身そういう議員でいたいという思いがあるんですが、そういう意味合いにおいて、市民の本音というか、聞くのにはやはり、地元の議員もそういう場には行って、かなり厳しいというような意見が養父なんかをみていたら、相当厳しい意見が書かれていますわ。

そういうふうなやつを、正々堂々と受けて議論展開できるような、でないと、僕は議会が逃げているのではないのかと。地元へ行かずに他地区へ行って、当たり障りのない、ただ単に他所がしているから、議会改革と言って、こういうことをして、議会の報告をしようと。議員が逃げて、地元へ行ったら厳しい非難を受けるのではないかという思いで、他の地区へ。僕だったら西淡だったら、谷口さんおまえ緑行っとけ。緑行って、当たり障りのないことを言って、私は卑怯やなという思いがあるから、やはり厳しい意見でも堂々と、議員が市民に耳に痛いことが言えるような、というような場に、せっかくするんでしたら、そういうようなこともしていただきたいなと。

僕は市内全域あれですが、他の地区へ地元の議員が行っていたって、むこうのおる人に したって、本音でものを言ってくれないという思いがあるので、せっかくするんでしたら、 堂々と厳しい批判というか、意見を十分汲み入れるような、そういうようなことにしてい ただきたいと。それだけです。

- ○原口育大委員長 柏木委員。
- 〇柏木 剛委員 ちょっとずれるかも分かりませんが、報告会の回数ですね。今、4回 と言いましたが、前回7月やったときは2回じゃなかったですか。

予算委員会が終わった5月。それから9月議会で決算審査が終わった後の11月。原則、 審査報告を中心に2回という話じゃなかったのかなと思うんですが。

○原口育大委員長 そこら辺が僕も悩んだところですが、こんな言い方したら語弊を生むかもしりませんが、実際に実施するかというのは、調整が付かなかったら実施しないということがありますよね。だから一応実施するとなっていても、実施しなければならないでなければいいのかなという、ちょっと曖昧なところがあるんです。

今、国会で党首討論とか、2週間に1回しないといけないとしていたのが、ぜんぜん開かれないというのも調整がついていないのですよね。

だから逃げを付けている気はないのですが、今回は試行的にやろうということなので、 1回だけやろうということでの実施要項でもいいとは思うのですが、そこら辺、ややはっ きりしていないところがあるのですが。

阿部委員。

○阿部計一委員 やっぱり出田議員のをずっと見に行っていてもね、やっぱり出田議員 のファンほとんど。ファンでない人は意見をいうのは当たり前の話で、僕らやっぱり興味 があるから、若い人がやるのは違うなと。いい試みをやっているなと。しかし私は1回も そういうことはやっていないですわ。

それでもそういう動員とかね、やっぱり心配されるし、地元がかんでおれば、動員面で も協力もできるし、そんでないと、何かいびつなものにならないかと私は思っています。

○原口育大委員長 地元にも参加要請、たぶん自治会とかにも相談しながら日程を決め たり、出席要請もするということになるので、今言われたように、地元の議員が参加して おるほうがお願いもしやすいし、よく寄ってくれると思います。

ただ若干問題あるとしたら、熊田副委員長が言われたように、人数調整をするときのなかで、旧緑なり、南淡で調整しにくいかなと思うのですが、その辺を代表者会で任せてというふうなことでできるのであれば、それでいいのかなと。

ただ、ある程度の旧町でやってまとまった人数と本当に少ない人数と、バラバラという わけにもいかないので、そこら辺の調整と、今言う出身地の調整が代表者会等でうまくと れるようなことであれば、それでいいのかなと思ったりするのですが、いかがですか。 谷口委員。

○谷口博文委員 とりあえずやってみて、それぞれやることによって、いろんな課題というのが出てくるので、委員長、副委員長で協議していただかなかったら。 とりあえず一歩踏み出さんか、というふうな思いがありますので、よろしく。

○原口育大委員長 これ、事務局、実施要項というのを今日、協議させていただいて、 それで今の出身地への班編成に加わるとか加わらないというのは大きな問題だと思うので すが、この部分の扱いというのは、とりあえずやってみてというふうな今、意見であるの ですが、そこら辺は、整合性はどうでしょうか。

議会事務局長。

○議会事務局長(渕本幸男) この要項につきましても、一応今回限りの試行というかたちで、当然いろいろ改善していって、今度、定着化するという部分では、相当なその結果を踏まえてということで、いろいろ変わってくる部分があると思うんです。

今回どうするかという部分で、今、いろいろ議論のあった地元議員をどうするかという 部分をこの場で外すんだったら外すと。考慮しないというなかで、班編成をしていくとい うことであればそれでも結構ですし、今回の試行にあたって、どうするかということを前 提にこの部分を議論していてだいたらと思うんです。

- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 誰が行って、誰が行かないかというのはそれぞれあると思うので、シャッフルして、くじ引きとか、なんらかの格好で整合性を取らないとしかたがないのかなと。

これも1回きりでないと思いますので、任期中にね、何回か地元の報告会にでられるようにということになって、そういう約束さえあれば、一回一回については、特にこだわることはないと思うのですが。

○原口育大委員長 他に意見ありますか。

なければ若干休憩を取らせていただいて、相談させていただいて、休憩後、そのもう一 度作り替えたものを出させていただきたいと思います。

10分間、50分まで休憩させていただきます。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時50分)

○原口育大委員長 再開します。

それでは休憩前に実施要項について、再検討するということで、休憩させていただきま した。

副委員長と相談した結果について報告させていただきます。

これも検討いただくわけですが、第5条のところ、班は4人または5人で構成し、4班 編成とするというのは今のところ触っていません。

2項の班編成では常任委員会が偏らないように会派代表者会で調整する。なお、議長と 議会改革特別委員長はオブザーバーとして全日程出席する。

3項については削除する。

ということでいかがかなと思います。というのは今、20名の定数で、今回試行ですので、議長と議会改革については全行程について、オブザーバーとして参加させてもらったらどうかなと。残る18人で、4班編成であれば、4人ないし5人で編成すれば調整できるのかなというふうな考え方です。

年間とりあえず1回ですが、数回実施することになってくれば、その辺の議員のローテーションであったり、ということは、会派代表者会の中での取り決めの中で、慣例として、扱っていただければどうかなというふうな気持ちがしています。

従って、ここの実施要項に載せる、今回限りの実施要項になるかと思いますが、載せる 内容としたら、今、申し上げたように班は4人または5人で構成し、4班編成とする。

班編成では常任委員会が偏らないように、会派代表者会の中で調整する。なお議長と議会改革特別委員長はオブザーバーとして全日程出席する。3項の地元議員については、この項については削除するということでいかがかと思うのですが、ご協議願いたいと思います。

谷口委員。

○谷口博文委員 先ほど伊賀市のケースを聞いていたら、小学校区で実施しているというお話があったわけですわ。年4回、定例会後、4回、5会場ということは20箇所をくまなく実施回数的にはそうなりますわな。

ということは、南あわじ市の21小学校区を分けて3年かけてもかまん、小学校区を回ってあげた方がいいのではないか。

でないと4,5人の構成で行かれるということは、20,30人というか、その辺が適 正規模ではないかと。 ということは、小学校区21箇所ある校区へ、3,4年かけて全部回れるような状況に するのが一番公平にいくのではないかなと。

小さな小学校区へ出向いていって、その辺の校区の現状と課題等もしっかりと耳を傾ける機会というか、そういう機会もせっかくやるんだったら、それぐらいまで踏み込んでやっていただきたいという思いがありますので、お願いします。

○原口育大委員長 会場については、旧町といえば、どうしても中央公民館をイメージ してしまうのですが、回数を複数回開くことになれば、小学校区ぐらいで、それも公民館 とかを持ち回りでしていけばいいのかなというふうな感じがしますので、その辺は、議員 のローテーションと同じく、会場もローテーションして、4年間なら4年間でならして考 えるということがいいのではないかと。

ただ沼島について、小学校区といういい方をしたときに、ちょっとここら辺はもう少し 調整しないといけないかなと。

1回目の試行については、沼島を含めて5会場でやらせていただくということで提案したいと思うのですが。

では今、申し上げました実施要項で実施させていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 ではそのようにさせていただきます。

それでは次第の3番目ですが、9月議会での全協への中間報告について、一通り通りたいと思います。

まず、A3の資料、上から順番にということになります。

6ページという番号を打ってありますが、市民との連携についての出前講座、懇談会、報告会については、今、協議いただいたわけでありますが、この1番右のうす緑でアミ掛けしている部分を見ていっていただきたいと思います。

検討結果の仕分けということで、9月議会の議会だよりが発行される11月始めに南あ わじ市議会報告会実施要項、ただ今協議いただきましたものに基づき、旧町4箇所と沼島 で報告会を実施するということを9月の議員協議会での中間報告で挙げたいと思います。

次のページの議会情報の公開。議案に対する各議員の対応の公表につきましては、賛否の公表には正確さの担保が必須条件であり、起立マナーの徹底を求めることが全員一致であった。

公表すべきであるとの少数意見もあったが、委員会としては現行通り公表しないことと するというふうに報告をさせていただきたいと思います。 次に一般質問の録画配信につきましては、できるだけ安価な方法で速やかに実施するように求めるということでいきたいと思います。

議会基本条例につきましては、引き続き制定する方向で検討を行うということで、方向性だけを報告したいと思います。

次の議決事件の追加につきましては、議会及び市長は市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結等にあたって、必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するということで、協議の場を作っておきたいというふうに思います。

次に、執行部の重要施策議会報告の制度化につきましては、今後も制作過程及び予算資料等の説明資料については、より分かりやすい資料の提示を求めていくということにしたいと思います。

議員研修の充実強化につきましては、現在、議運のほうで調整を予定していただいておりますが、すでに予算化されており、現在、議会運営委員会で実施に向けて調整しているということですので、翌年度以降も継続されるよう要望していきたいと思います。

議員定数については、現行通り。

議員報酬等については、逮捕等による議員報酬の支給停止については、あってはならないが、備えておく必要があり、事故及び体調不良等の長期欠席の扱いも含めて条例化を検討するという提案をしたいと思います。

議会事務局の外部委託、共同設置につきましては、一番最後のページですが、議会事務局の共同設置については、国会でも継続審査中であり、方向性は見いだせないが、事務局職員については、議会運営及び政策立案能力の高い人材の配置と育成を求めるというふうに提案といいますか、答申したいと思います。

以上、今まで協議したことで、議員協議会への中間報告につきまして、報告させていた だきましたけども、今、申し上げましたことにつきまして、ご意見を伺いたいと思います。 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議案に対する態度の公表ですが、これは全協でも諮られるだろうと。 その後、議会基本条例の条例案ということも出てくるのであろうと思うのですが、ここは やはりもう少し、今後もこだわっていくことが必要でないかと。

決まったというか、落ち着いているように思うのですが、市民はこういうことを望んでいる市民のほうが、議員は少数かもしれませんが、アンケートを取ったわけではないのですが、よく聞く範囲では、そういうのが時代の流れではないか。

国会でも、どの議案に対して賛成したのか反対したのかよく分かるわけで、他の多くの 議会でもそういう流れが出てきているんですから、全国の動きということを今後も強まっ てくるであるでしょうし、こういう問題は、私自身は少数意見として、留保するというの か、この後も引き続き主張はしていきたいと思いますので、ご了解のほどよろしくお願い します。

○原口育大委員長 方向性として基本条例の制定に向けては、方向性として出したいと 思いますので、いろいろ状況をですね、変わってくると思います。

今言われたように各地の基本条例を見ていたらそれに取り組んでいるところはたくさんありますので、当然そのときにはもう一度、そういう今前提条件としての確実性とかの担保とかいろいろ申し上げましたが、そういう状況の変化もあれば、当然、その時点で検討されるかなというふうに思っておりますので、現状での報告については、今、申し上げたように報告をさせていただきたいと思います。

他にご意見ございませんでしょうか。

なければ、先ほど読み上げましたようなことで、報告させていただきます。

それでは4番目、本日の重点検討項目に入らせていただきます。

資料は、検討資料の14ページ。

議会役職の任期等という検討事項の中の議長副議長の短期交代の是正。これにつきましては、前期におきまして、申し合わせで1年という部分につきまして、2年とするということが、前期の報告としてあったんですが、実際に議会の改選を受けて実施された議長選挙におきましては、1年ということで実施がされましたので、引き続き検討するというふうになっております。このことについて、まず協議したいと思います。

谷口委員。

- ○谷口博文委員 今、市になって、まだ5年ということでですね、当分の間は、任期1年というか、その辺で、私は結構かと。そのような思いがありますので、当分の間という条件なので、よろしくお願いします。
- ○原口育大委員長 他にご意見ありませんか。 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 2年にしようという流れであったわけなんですが、1年任期と。

残り3年ということになるんですが、この1年間の中でもう少し議論を深めて、2年任期ということについて検討していくと。ここで結論が出ないということであればですね、 今出したとしても次期2年ということになると、ちょっと半端になるわけですよね。

2年ということを検討として、申し送りを受けているわけですから、これはなぜ具合が 悪いかということを示していかないといけないと思うんですよ。なんでいかんのかと。

ただ1年のほうがいいとかじゃなくてね、何故2年ではいけないのか。2年とするということを前回の改革委員会でそういうことを打ち出しているのにですね、それを反故にす

るというには相当の理由があると思うんですよ。なんなのか、まだ示されていないと思う のです。

これはやはり2年なら2年、1年にするというのであればですね、その理由を示していく必要があるのではないかと。

合併して間がないとかいう話じゃなくてですね、前回、今より前の段階で結論を出しているわけですから、それは説得力がないように思います。

- ○原口育大委員長 楠委員。
- ○楠 和廣委員 昨年の10月の選挙後、役員改選があって、スタートしたわけですが、 その役員改選のときの申し合わせとして、任期も議論したと思うんです。

今期はこの申し合わせの履行していくのが。また来期選ばれた人は選ばれた人で役員改選のときに任期も検討していったらいいのではないかと思うし。

スタート今期しているから、後の3年はそういったかたちでやっていくのがいいのでは ないかと思うのですが、どうですかな。

○原口育大委員長 他にございませんか。

そのままいくとですね、結局4年に1回の選挙があったときに、協議して決めるという ことになるかと思うのですが、それではなかなか改革ということにはならないかなと思い ます。

例えばですけども、残り3年なので、もう1回は1年でいって、その次は2年にすると かということも協議してはと思うのですが、その辺はいかがですか。

出田委員。

- ○出田裕重委員 協議というか、今の委員長の意見に私は賛成です。
- ○原口育大委員長 蛭子委員。
- ○蛭子智彦委員 私もそういう考えです。

そういう人数、4年、4年ということでね、その都度その都度ということにはならない と思うんですよね。

議長と市長というのは対等であるという関係から言ってもですね、やはり基本は4年であると。何かポストのたらい回しのようなね、そういう議長選挙ということになりかねないようなことは、改善しておくほうがいいのではないかというふうに思います。

- ○原口育大委員長 他にご意見ございませんか。大変難しい問題なので急には。阿部委員。
- ○阿部計一委員 先ほど楠委員も言われましたが、今回も継続審査になっていて、2年 を基本とする。自治法的には4年が基本なんですが、どことも1年のところもあるし、旧 町時代2年のところもあります。

そういうことで広域行政でもお聞きしたことがありますけども、今回そういうかたちの中で、また1年というスタートをしていますのでね、今期はそういうかたちでいってほしいなと思いますし、ただこの件については、合わせて検討していくことであろうと思います。私はそう思いますけども。

○原口育大委員長 他市の状況等もちらちらとは見たことがあるのですが、かなり2年 になってきているところもあるように見受けられますので、その辺も今から少なくとも次 の1年は検討として、残らざるを得ないのかなと思うのですが。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時12分)

(再開 午前11時25分)

○原口育大委員長 再開します。

それでは議長、副議長の任期につきましては、現在申し合わせで1年となっています。 今後引き続き検討するということでいきたいというふうに思います。

次に常任委員会、議会運営委員、各常任委員会の任期ですが、これについても、委員会 条例は1年で規定されており、現在運用されておるということと、議会運営委員について は、議長の任期と合わせて検討するとなっていますので、今の経緯からしますと、現状の ままで引き続き検討するということになってしまうかと思うのですが、ご意見を伺いたい と思います。

(「結構です」の声あり)

○原口育大委員長 それでは現状のままで報告させていただきたいと思います。

次に議長選挙における立候補と所信表明、これは11月に実施した議長選挙において、 実施されなかったため、引き続き検討するとなっております。 これについてはいかがでしょうか。 谷口委員。

- ○谷口博文委員 この辺、私も所信表明ということで、書かれて立派な所信表明をして いただけるのかなと思うんですが、今までというのはどういうふうにやられていたんです かね。
- ○原口育大委員長 議運でいろいろ協議されたと思うのですが、経緯説明していただい ていいですか。

議会事務局長。

○議会事務局長(渕本幸男) これについては、会派代表者会でその方法を協議いただいています。

それで、通常のときは、そういったかたちで、会派代表者会で検討いただいて、立候補 制をとるか取らないか。

立候補制をとるならば、立候補の届け出をどういうかたちでというようなことを決めて、 時間も決めて、そういうかたちでやっていました。

昨年の11月のときについては、一応、議員懇談会の中で、そういった議長選挙なりの 対応について、推薦にするのか、あるいは立候補制にするのか、所信表明するのかという ことがありました。

ただ、決まったことは立候補制にするということでありました。

ただ、所信表明については、以前からの議会改革でそういったことは出ていたのですが、 昨年の11月の場合は、もう目の前でやっていかないといけないということで、準備がな かなかできないと。所信表明そういった部分の突然言われてなかなかできる話でないとい うことで、それは、所信表明はしなかったという経緯でございます。

今、この改革検討委員会で、時間のあるなかで検討していただいているという状況であると思います。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 前回11月のときにね、私ある議員から言われたんですが、議長選というのは所信表明することが決まっているということを聞いているんですが、決まっているということではなかったわけですな。
- ○原口育大委員長 議会事務局長。

- ○議会事務局長(渕本幸男) 前期の議会改革の検討委員会ではこういったことをしよ うと。先ほどの任期の関係も同じですが、そういった方向は出ていたんですが、やはり最 初に懇談会の中でそれらの意見調整をした結果、所信表明については時間がないというこ とでやまったということだったと思います。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 この住民への公開の有無というのはどういうことなんですか。
- ○原口育大委員長 中継するということだと思います。 議会事務局長。
- ○議会事務局長(渕本幸男) 他市でやられている例については、立候補とか、所信表明、そういった部分については、申し合わせによって、法律でどうこうという話ではないので、本会議場ではそういったことはしていません。

そんなことで、他市の例では議員協議会、そういう部分でその場で所信表明をすると。 ただ、市民への公開についてはその時に限って、そのインターネットの中継とか、そうい う部分で市民にもそういった所信表明、そういった部分を公開しているというような例が ございます。

- 〇原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 私、所信表明という意味合いなんですが、私、議長になりますという ことを僕はそれだけでも所信表明だと思うんやけど。自分の意思を表示し、やるというこ とで。

私、立候補することが所信表明やということで僕は認識をもっているんですが。何か自 分の政策とか、そこらをどんどんどんどん、我々議会というのはそういうなものでないし やね、内容についてはどういうふうなことで理解したらよろしいんですか。所信表明とい うのは。

- ○原口育大委員長 議会事務局長。
- ○議会事務局長(渕本幸男) 今、谷口委員おっしゃったとおりで、議長がどうして決まっとるのかということが市民には見えないと。どういうかたちで決まったのかと。

その過程、そういった部分で、所信表明なんかも市民に公開したらどうかということが、 それで所信表明してはどうかということが出てきたと思います。

付け加えれば、所信表明の中に、議長としてこういうことをやりたいということも当然、 付け加わると思うのですが、まずはその経過、そういった部分を市民にお知らせするとい うのが第一目的でないかと思います。

- 〇原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 市長だったら所信表明、政策、持論展開、自分の思い、堂々とやって 選挙戦を戦うわけですわな。

我々議員は、立候補の意思表示が私は所信表明だという思いで、議長そのものは、今から政策的なことはとてもじゃないけど言えないし、何を言うのかなあという思いがあるんですが、そこら今後の参考のために、私もいずれ議長にでもいこうかと思っても、今後の参考のために聞かせてもらうんですが、この所信表明という、認識というか、見解はどういうふうな認識を持ったらいいんですか。

先ほど言っていた、政策というか、そういうことまで踏み込んだ議員は言えないと思う んですが。

- ○原口育大委員長 議長。
- ○議長(川上 命) 議長の所信表明というのは、各町時代もそんなんあった。複数立 つ場合とか個人が立っても。

議長に立候補するぐらいだったら議会をこうしたいとか、自分の所信表明を述べて、皆 さんの中でやって、議会の中でな。それで選挙戦に突入ということで。

今は会派制で縛りをくくっているけども、前々からそういったことが問題になっていた んよ。所信表明ぐらいしてから選挙戦に入れやという。

ほやさかい、自分の考え方。議長になりたいという考え方。

- ○原口育大委員長 阿部委員。
- ○阿部計一委員 谷口委員に参考になるか分からないけども議長になるときに、旧南淡では所信表明というほどの、中央の総理大臣みたいな所信表明はないですが、対立候補がいれば全協で、議会で円満にやっていくというのは当然ですが、首長とどういうスタンスでいくかということは、簡単ですけども、そういう所信表明ですかね。

長々とはやりませんが、私が議長になれば、執行部とはこういうスタンスでいくんだと。

議会についても円満にというような、その程度の所信表明は旧南淡では対立候補が出た場合やっておりました。

○原口育大委員長 議長に立候補した意欲とか、例えば議長の挨拶を聞いて、迷っている人がどっちへ投票するかとか、あるいは一般の市民がそれを見られているということを意識して、議長が自分の考えを市民に向けても簡単にですけども、決意を述べていただいたことで市民の見る目というのも議会に対して、関心を持っていただいて、いい機会になるのかなと個人的には思うのですが、もしできるとするならば、最終的には推薦人の有無であったり、代表者会等で調整するとは思うのですが、改革委員会としては、そういうことに前向きに取り組むという方向付けを出せた方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

谷口委員。

- ○谷口博文委員 立候補するための推薦人の有無といってよ、20名以上とか30名以上とかいろいろありますわな。南あわじ市議会の場合はよ、推薦人の有無というのは必要なんですか。
- ○原口育大委員長 従来どういうふうにあったか。 議会事務局長。
- ○議会事務局長(渕本幸男) この議長選挙というのはあくまでも、指名推選で議長を 選ぶ。それと投票で議長を選ぶということが2通りあります。

立候補とか、そんなのが手続き的には必要がないのです。基本的には。

ただ、そこまでいく手順のなかで、申し合わせで決めていることなんです。

申し合わせで決めている部分で、全会一致で指名推選するんだったら指名推選するし、 そこから始まってそれは駄目やなと。なかなか全会一致で推選するのは難しいなというこ とになれば、個別に推選届けをするか、それか本人が届け出をするかというのを立候補の 届け出をどちらでしますかと。

今、もっぱら本人が届け出しているというのが状況です。推選届けというのではなしに、 本人が届け出しています。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 議会改革でよ、推薦人20人のうちで6人以上の推選がなかったらあかん。7人以上の推選がなかったら立候補ができないとかいうことは決められるわけです

か。

- ○原口育大委員長 議会事務局長。
- ○議会事務局長(渕本幸男) それでここに検討状況で書いてあるのは、こういった部分を議員協議会で協議決定したうえで実施するというようなことで、今まとめているんですね。

この議会改革特別委員会でこれを議員協議会にこういったかたちで出そうかと。そうい うまとめに今なっているんです。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 局長ね、私が言いたいのはね、議長の立候補するための推薦人を例えばですよ、南あわじ市の改革の中でですよ、議長で立候補するんだったら、5人以上の推薦人が必要だということをある程度決めたら、自治法上、そういう効力はあるんですか、ないんですかということです。
- ○原口育大委員長 議会事務局長。
- ○議会事務局長(渕本幸男) 立候補の届け出自体が効力は申し合わせですので、効力 ということになれば、ないです。
- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 ということは、このここに立候補するための推薦人の有無とか言って、 前回この検討状況というか、この辺は意味のないような議論をしていたということなんで すかね。
- ○原口育大委員長 議会事務局長。
- ○議会事務局長(渕本幸男) 効力はないですが、これを申し合わせで全員がそういう ことを守っていきましょうということになれば、それはそれなりの法律的にどうこうとい うわけではありませんが、そういう合意の中で、やるということが決まれば、それはそれ なりの守る必要があるのかなと思います。

それで先ほども言ったように、法律ではあくまでも候補者の指名推選、投票だけです。

投票になれば、仮に立候補していない人の票が、投票に含まれていて、その人が一番上位であったといった場合には、立候補していなくても当選ということもあり得るのです。そういうこともあるんですけども、そういうことはあまりいかがなものかなと思いますけども、法的にはそういうことなんです。

それでなしに、法の事前の中で、そういった申し合わせをして、かっちりとそういうことで進めていくということに合意があれば、そういったかたちで進めるのが一番望ましいことだと思います。

○原口育大委員長 運営上の申し合わせで、できるだけスムーズに決める必要について のこの3点というか、申し合わせだと思いますので、その中でちょっとでも透明性を高め るとかいうことで、そういう提案を改革のほうからしてはどうかなという位置付けである と思っています。

楠委員。

- ○楠 和廣委員 議会改革ではこういう提案をするけども、議員協議会で決定した上で 実施するということになっているので、どっちにしても全員協議会で、議会改革特別委員 会では提案はできるけども、決めるのは議員協議会だと思うんよ。
- ○原口育大委員長 だと思います。柏木委員。
- ○柏木 剛委員 今、楠委員言われた話ですので、この委員会としては、この1, 2, 3 はやる方向で提案してはどうでしょうか。

それがどうなるにしても、これが正しい筋道のような気がしますのでね、委員会として は引き続き検討するだけではなくて、一応提案する方向でやったらどうでしょうか。

○原口育大委員長 いかがですか。

ここの1, 2, 3につきましては、特に1については、運営上のことで、改革どうのこ うのでないかなとは思ったりします。

2と3については、改革委員会のほうで、積極的に取り組んでほしいというような提案 というか、改革委員会としての方向を出すことは可能かなと。要望的に出すことは可能か なと思うのですが。

柏木委員。

〇柏木 剛委員 1はいいと思います。2,3は意味あることだと思いますので。

- 〇原口育大委員長 出田委員。
- ○出田裕重委員 いらんことを言いますが、この立候補と所信表明、これはたぶんどこかの市議会がやって、何となく全国的に広がりつつあることだと思うのですが、何かまねごとのようで、僕もあんまり気に入らないことがあるので、もう一つ上にいってですね、ケーブルテレビなり、いろんなところで出すぐらいの、ちょっとテーマとは違いますけども。

市長の年頭の挨拶とか、番組を作ってやっているじゃないですか、そういうところも含めて、先ほどから議長任期のこともありましたが、僕は、議長は市の顔だと思いますので、市長と対のものですわね。やっぱりそれぐらいのリーダーとして、市の住民の皆さん方の前にどんどん出て行くべきだと思うので、その点も含めて、ちょっと検討項目、今更増やさせていただきましたが、そういう思いで考えていますので。

もちろん所信表明もいいと思いますので、そういうことで。

○原口育大委員長 いかがですか。

そうしたら、所信表明をできるだけやっていただく、選挙になった場合ですが、やっていただきたい。それも住民に公表するかたちでやっていただきたい。ということは、議会改革委員会としての方向付けといいますか、提案といいますか、そういうことで、全協のほうにも報告させていただいて、後々そういうふうにやっていただきたいということで、よろしいでしょうか。

それでは一応、今日の検討の結果としてはそういうかたちで記録させていただいて、後日一度だけ、全協への報告について、どのようにするかという部分については、今の3つの課題についてはもう一度整理したものを、どこかで諮らせていただいて、全協に報告したいというふうに思っていますので、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

次に、会派間の執行部に対する要望の一本化というものにつきまして、一番最後やった と思うのですが、これにつきましては、政策が違うためできないが、議会全体として、要 望項目を絞った中での要望提出について引き続き検討するというふうに、前期の委員会の 中ではなっておったかと思います。

引き続き検討を行うというところに分類しているのですが、これにつきまして、ご意見 を伺いたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはそれぞれの会派の活動の中で実現することではないかと思うのですが、基本条例でうたうようなことではないかと思います。

○原口育大委員長 他に。

ということであれば、引き続きとなっていましたが、これについては削除するということのほうが、すっきりすると思うのですが、いかがですか。

それではやはり会派間で実際にはなかなか政策が違うので、一本化は難しいというのは 本質的なところだと思います。

これは削ってもよろしいんですかね。

結論として、引き続き検討を行うというのは消させていただいて、行わないというふうなことで結論としたいと思います。

それでは一応、重点検討項目が終わりましたので、その他ということで、何かありましたら、協議願いたいと思います。

阿部委員。

○阿部計一委員 本会議での執行部の今、部長だけが出席をされておると。これは我々だけでは勝手に決められないこともあると思うのですが、これまでの経緯を見ていますと、なかなか現実、現場でやっているのは、課長、主幹クラスが多いということで、旧町のことばっかり言って申し訳ないのですが、旧町のときは議会の裏で、そういう課長が本会議に出て、主幹クラスが控えておって、問題に直面した場合はそれにフォローしていくというかたちをとっていたんですよね。

できたらそういう事例がちょいちょい経験で今回もあるので、やはり課長クラス、それは執行部にお任せしたらいいのですが、強制的ではなしに、スムーズな議会運営がいくために議場で一般質問がスムーズにいくために、そういうことをひとつお願いできたらと思うんですけども。

- ○原口育大委員長 森上委員。
- ○森上祐治委員 今の阿部委員のご質問については、昨日の議運でも阿部委員も傍聴に 来られていてお聞きになっていると思うのですが、昨日の議運でも委員からそういう意見、 要望が出されました。

基本的には我々議会のほうで要請している説明員の説明、いろんな我々の質問に対する 答弁のレベルがちょっと旧町時代に比べてかなり問題があるのではないかと。

例えば通告をしているにもかかわらず、本日資料の持ち合わせがございませんとかですね、後日報告しますというようなことがちょこちょこと見られたというようなことで、その委員の中からも9月議会ではこういう観点で質問したいんやけど、部長ではちょっと正確な答弁が出てくるのか心配だというような意見も出されました。

これについては、議運としても、執行部に対してですね、今後、議会運営委員会でこういう意見が出ましたと。説明員の人選についてはですね、一般質問等を見て、弾力的に場合によっては、課長が出てくる場合もあるだろうしね、そういうことは極力議会に対して、礼を尽くしてもらいたいと。

議会が再三中断されたりするようなみっともないことは、やめてほしいということを、 議長を通じてですね、申し入れていただこうかなというような話に昨日なりましたので、 今も改革委員会でもなんらかのかたちでそういう方向でですね、審議していただければあ りがたいなと思います。

- ○原口育大委員長 阿部委員。
- ○阿部計一委員 私も昨日傍聴していましてね、ちょいちょい出たり入ったりしていま したから、そういう議運はそういう議会の調整機関であって、議長の諮問機関。

今日は改革委員会ですから、これも一つの改革だと思うので、議運は議運としてやけど も、委員長は委員長として、こういう私が言っている意見が多数あればね、要望して、そ ういうことを早速9月議会からね、実行できるように要望してほしいなと思います。

- ○原口育大委員長 谷口委員。
- ○谷口博文委員 私もそういうふうな思いがあってですね、執行部サイドの答弁を聞いていたら、求めている答弁をはぐらかしているというか、なんか分かりづらいような答弁のような、失礼なんですが、部長もいると。

専門的な深く質問したいというような専門的な担当課長等々が通告してあるのでね、その辺しっかりとした答弁を引き出していただくような能力ある部長が来ていただくのは、 部長が全部答弁ひきだすんだったらいいんですが、課長なりその辺の方々が通告に基づいておったほうが、僕らもいいかなという思いがあるんですわ。

○原口育大委員長 議会改革の仕分けの中で、説明員の範囲については、現状のところ、 3月議会は三役、部長、次長、農業委員会局長、総務課長、財政課長、選管書記長、監査 事務局長。6月議会は三役、部長。9月議会は三役、部長、総務部次長、財政部次長、農 業委員会局長、監査事務局長。12月議会は三役、部長。

というふうな現状にあって、後、出席要請等を行うという部分で運営基準の中で調整を 図られていると思うのですが、改革で検討するとすれば、説明員の範囲まで踏み込んで広 げるとかどうのこうの、ということになるかなと思うのですが、それでなければ今、自治 法で言うところのなかで判断して、執行部が判断して、対応するしかないのかなというよ うな気がするのですが。

その辺、改革委員会でどういうふうなことが、行政委員会の長が指名されている場合は 出席要請を行うとか、そういう部分は一応仕分けでさせていただいているのですが。答弁 しっかりせいというだけではなかなか、言えないことではないのですが、当然のことなの で、改革として、きっちりとかたちを作ろうといったときは、何かそういう出席の範囲と かまで踏み込んで、もっと要求していかないと実現しないことがあったりするのかなと。

また資料の持ち込みとかについても、あるいは事前の通告の仕方についても踏み込まないと、なかなかできないのかなと思ったりするんですが、その辺、局長アドバイスいただけないですか。

議会事務局長。

○議会事務局長(渕本幸男) 先ほど前のときの説明員の地方自治法の121条の説明員の考え方については委員長おっしゃったとおりで、その法に基づいたかたちでと。

特に必要があれば説明について、当初入っていなかったらそれについて要請するという ようなことをまとめとしてあります。

今、そこら辺の分が例えば、先ほど出ていたように、今の本会議場での説明員の体制では説明がなかなかできない場合もあるのではないかということの前提のなかで、例えば担当課長なりがその質問のときには議場には入れませんが、その待機しているとか、いうこと。そんなことが必要ではないかと、阿部委員のあったような。

そういうような要請的なことは執行部のほうへ当然、委員会として、議長を通じてそういったことが出たということで、そこら辺の要請はするというのは、それは必要かと思いますけども。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 0時 8分)

○原口育大委員長 再開いたします。

先ほどの説明員の範囲につきましては、議会改革としては、必要により課長職の出席要請を行うということにしておりますので、その辺を踏まえまして、議運のほうで議員に対してもしっかり通告するようにとか、執行部に対してもしっかり答弁するようにという趣旨を踏まえていただいて、対応願いたいというふうに思います。

それでは他に何かございませんでしょうか。

なければ閉会したいと思います。 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 今日も午前10時からの議会改革特別委員会のいろんな検討事項 についての真摯なご意見、またいろんな考えを述べていただきありがとうございました。 あと、何回議会改革特別委員会が今年度開けるか分かりませんが、最後までしっかりと 実りあるものにしていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。 本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後 0時10分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 8月27日

議会改革特別委員会

委員長 原口 育大